

現 食品安全推進計画 基本的プランの評価(案)

節	項目	No	分類	プラン名	評価結果				
					継続			廃止 (統合)	
					強化	維持	変更		
事業者責任による 食品の安全確保	自主的衛生管理の推進	1	1-1	食品衛生自主管理認証制度の推進					
		2	1-2	生産衛生管理体制の整備					
		3	1-3	HACCP導入支援					
		4	1-4	食品衛生推進員制度の活用					
		5	1-5	食品衛生自治指導員制度への支援					
		6	1-6	卸売市場での安全・品質管理者の設置					
	情報 記録	7	2-1	トレーサビリティの普及促進					
		8	2-2	記録の作成・保存の実施に向けた指導					
	技術的 支援	9	3-1	農産物や家畜の安全対策の普及指導					
		10	3-2	食品加工分野の技術に関する普及指導					
		11	3-3	製造・輸入・販売者等に対する講習会					
生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止	情報の 収集等	12	1-1	家畜の病気や病害虫の発生状況の把握					
		13	1-2	食中毒の発生動向及び原因調査					
		14	1-3	食品の安全に関する先行的調査					
		15	1-4	ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査					
		16	1-5	海外情報や学術情報の収集					
		17	1-6	食品安全情報評価委員会の運営					
		18	1-7	安全性調査・措置勧告制度の活用					
	監視 指導等	19	2-1	農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する指導及び検査					
		20	2-2	畜産物等の安全対策					
		21	2-3	BSE対策					
		22	2-4	製造、加工、調理、販売施設等の監視指導					
		23	2-5	食品等の収去検査					
		24	2-6	広域流通食品に対する監視					
		25	2-7	健康食品対策					
		26	2-8	自主回収報告制度の運用					
	適 正表	27	3-1	法令・条例に基づく適正表示の指導					
		28	3-2	分かりやすい表示の普及					
		29	3-3	消費生活調査員による調査					
	緊急 時 体制	30	4-1	食品安全対策推進調整会議による緊急時対応の体制整備					
		31	4-2	大規模食中毒等の対応マニュアル整備					
		32	4-3	卸売市場内における危機管理対応					
	関係者による相互 理解と協力 の推進	教育の 推進	33	1-1	食品の安全に関する普及啓発・情報提供				
			34	1-2	食品の安全に関する食育の推進				
			35	1-3	都民の自主的な学習に対する支援				
		開 情 報 促 公	36	2-1	生産者情報提供食品事業者登録制度の促進				
			37	2-2	食品の安全に関する情報の提供促進				
		共 有 情 報 の 反 映	38	3-1	関係者が一同に会して行う情報・意見交流の推進				
			39	3-2	インターネットを活用した情報・意見交流の推進				
		者 都 民 ・ 事 業 者 の 意 見 の 反 映	40	4-1	食品の安全に関する審議会への都民・事業者の意見の反映				
41			4-2	都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保					
42	4-3		相談等への適切な対応						
安全を確保する施策の 基盤づくり	調 査 研	43	1-1	食品の安全確保のための生産・製造技術の開発					
		44	1-2	試験検査法の開発・改良					
		45	1-3	食品安全に関する基礎研究の推進					
	連 携	46	2-1	生産段階の安全確保に係る近隣自治体との連携強化					
		47	2-2	食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進					
		48	2-3	食品衛生に関する特別区との連携協力の推進					
		49	2-4	消費生活施策に関する自治体連携					
		50	2-5	国との連携・提案要求					

現 食品安全推進計画 基本的プランの評価(案)

NO	プラン名	概要	事業実績			評価結果
			事業開始年度	具体的な事業等（は最近の動き）	平成 21 年度 予算額(千円)	
1	食品衛生自主管理認証 制度の推進(福祉保健局)	飲食店や食品製造施設などの食品関係施設で行われている衛生管理が、都が定める基準を満たした施設を申請に基づき都が認証し、これを広く都民に公表する。 すべての食品関係施設を認証制度の対象とし、その普及拡大を図る。	平成 15 年度	食品衛生自主管理認証制度 認証取得施設数の増加(39 施設 260 施設) 対象業種の拡大(7 業種 13 業種) 認証マーク及びシールの制定(製品にもシール添付可能) 都外施設の認証	1,458	継続(維持) 本制度により、都内事業者全体の衛生水準の向上を図る。今後は、都内許可業種 40 業種すべてへ対象を拡大し、制度の拡充を図る。
2	生産衛生管理体制の整備 (産業労働局)	農産物の栽培管理や家畜の飼養管理において、衛生管理の高度化を図る。	平成 6 年度 平成 19 年度	東京型有機農業の推進 「東京都特別栽培農産物認証制度」の実施 毎年度約 90 戸の認証実績 適正農業規範(GAP)の推進 GAP 推進検討委員会の開催(3 回)、GAP 研修会の開催(4 回)	5,658 926	継続(変更) 平成 19 年度に開始した適正農業規範(GAP)の推進事業をプラン名及びプラン内容に加える。
3	HACCP 導入支援 (福祉保健局)	HACCP システムを法的に位置付けた制度である「総合衛生管理製造過程」の承認を目指す施設への技術的支援を行う。 また、それ以外の施設であって、HACCP システムの考え方に基づく衛生管理の導入を目指す施設への技術的支援も行う。	平成 10 年度	HACCP システムに対応した監視指導 HACCP 取得施設に対する外部検証の実施等 HACCP システム講習会の開催(1 回/年) ISO22000 の創設(平成 17 年)	8,705	継続(維持) 高度な衛生管理手法である HACCP システムの導入は重要。
4	食品衛生推進員制度の 活用 (福祉保健局)	食品衛生推進員に対して、食品の安全に関する最新情報の提供などの支援を行い、食品衛生推進員による事業者への指導・助言等を通して、食品事業者全体の衛生管理を向上させる。	平成 9 年度	食品衛生推進員制度 135 名(特別区除く。)の食品衛生推進員の委嘱 食品衛生推進員会議の開催 (各保健所及び市場衛生検査所において年 2 回開催) 食品衛生推進員講習会の開催(年 2 回)	3,278	継続(維持) 食品衛生法に基づいた制度であり、食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動の促進を図る。
5	食品衛生自治指導員制度 への支援(福祉保健局)	事業者団体が実施している、自治指導員の巡回指導活動による事業者への指導・助言が、より適切に行われるよう、自治指導員に対する衛生教育などの支援を行う。	昭和 25 年度	食品衛生自治指導委託事業 約 6,000 名の自治指導員が活動 夏期・歳末一斉監視における事業者指導 食品事業者健康管理(検便等)事業の推進協力	53,822	継続(維持) 事業者相互の衛生管理体制の強化に役立っている。

NO	プラン名	概要	事業実績			評価結果
			事業開始年度	具体的な事業等（は最近の動き）	平成21年度 予算額(千円)	
6	卸売市場での安全・品質管理者の設置 (中央卸売市場)	中央卸売市場内における食の安全・安心確保に関する取組の推進役として「安全・品質管理者」を各市場、卸売業者及び仲卸業者に設置する。 安全・品質管理者を通じて、危機管理対応の徹底及び衛生知識の普及啓発など、中央卸売市場における自主的衛生管理を推進する。	平成16年度	安全・品質管理者の設置 中央卸売市場に約170名の安全・品質管理者を設置 安全・品質管理者会議等を開催し、食品衛生や関係法令に関する講習会を実施(3回/年 20年度実績) 市場内業者に対し、マニュアルに基づく自主管理を推進	348	継続(変更) 今後は、「安全・品質管理者の活用」に変更し、施策の充実を図る。
7	トレーサビリティの普及促進 (産業労働局)	農畜産物や加工食品のトレーサビリティ導入のため、法制度や先進事例等の情報提供を行い、国の支援策等を通してデータベースの構築、情報関連機器の整備等を促進する。	平成15年度	トレーサビリティ導入促進対策事業 国の補助制度等により、都内生産団体等については情報関連機器の整備は終了済。	4,000	廃止(統合) プラン2、プラン9に統合
8	記録の作成・保存の実施に向けた指導 (福祉保健局)	食品衛生法で事業者の努力義務として規定されている食品の仕入れ・販売に係る記録とその保管について、日常の監視指導業務を通じて指導し、各段階での実施を図る。 また、事業者が遵守すべき衛生管理の事項として食品衛生法施行条例で規定している「管理運営基準」に、記録・保管に関する事項を盛り込むなど対策を強化する。	-	食品衛生法施行条例及び食品製造業等取締条例を一部改正し、事業者が遵守すべき衛生管理の事項に記録・保管に関する事項を加えた。(平成17年4月)	-	廃止(統合) プラン22、24に統合
9	農産物や家畜の安全対策の普及指導(産業労働局)	普及指導員による指導等を通じて、農薬をはじめとする生産資材の適正使用に関する情報提供や、と畜検査情報の畜産農家への還元など、生産者への技術的な支援を実施する。	昭和24年度	農業改良普及指導(巡回指導)事業 農作物の情報開示システムの確立 安全な農産物の生産確立 農薬の適正使用の徹底	2,654	継続(維持) 農産物や家畜の安全確保のため、今後も継続
10	食品加工分野の技術に関する普及指導 (産業労働局)	食品技術センター等において、試験室の利用公開や、事業者ニーズに対応した技術開発や最新の加工技術の普及など事業者への支援を行い、食品の安全確保のための事業者の技術水準を向上させる。	平成2年度	食品技術センター(技術支援)の運営	4,132	継続(維持) 食品事業者の技術水準向上のため、今後も継続

NO	プラン名	概要	事業実績			評価結果
			事業開始年度	具体的な事業等（は最近の動き）	平成21年度 予算額(千円)	
11	製造・輸入・販売者等に対する講習会 (福祉保健局)	輸入食品関係事業者講習会や「健康食品」の関係事業者講習会など、事業の内容や、食品に則した講習会を開催し、関係法令等の改正や違反事例、食中毒予防策など、事業者が必要とする情報を提供する。 また、各施設で衛生管理の核となる「食品衛生責任者」に対して衛生講習会を開催し、適切な衛生管理を促進する。	平成8年度 平成5年度 平成11年度 平成17年度	健康食品関係事業者講習会の開催(年1回、約1,500名) 輸入事業者講習会の開催(年1回、約200名) 食品衛生責任者実務講習会の開催 (各保健所等で開催、約13,500名) 適正表示推進者育成講習会の開催(年3回、約1,500名)	8,235 8,307 4,434 1,800	継続(強化) 各種講習会への参加希望者多数あり。 事業者のコンプライアンス向上のため、普及啓発資材の作成など拡充して実施する。
12	家畜の病気や病害虫の発生状況の把握 (産業労働局)	家畜保健衛生所による病性鑑定や家畜の病気の検査及び調査を実施し、動物用医薬品の適正な使用を通じて、安全な畜産物を供給する。 また、病害虫防除所において病害虫の発生状況を把握し、病害虫の種類にあった農薬等の安全かつ適正な使用を指導する。	昭和25年度 昭和29年度	家畜疾病等の病性鑑定 家畜伝染病等の家畜疾病の診断等9,500件 病害虫の防除指導	4,460 4,453	継続(維持) 動物用医薬品や農薬の適正使用を指導するため、今後も継続して実施する。
13	食中毒の発生動向及び原因調査 (福祉保健局)	食中毒の散発患者や無症状病原体保有者の喫食内容や行動を調査し、比較検討することで、感染源の解明に活用する。また、特別区との連携を推進し、速やかな食中毒関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図る。	昭和24年度 平成9年度	食中毒対策事業 都内において、過去10年を平均すると、年間約100件、患者数約2,000名の食中毒が発生している。 腸管出血性大腸菌対策 無症状病原体保有者調査(約11,000件/平成19年度)や散発患者発生動向調査のための遺伝子検索(約655件/平成19年度)を実施している。 ノロウイルス、カンピロバクターによる食中毒発生割合の増加 食品等事業者から行政への健康被害等に関する情報提供の義務化(平成21年)	7,997 29,260	継続(維持) 新たな類型の食中毒の発生とこれへの対応も常に想定しておく必要があり、その基幹をなす事業
14	食品の安全に関する先行的調査 (福祉保健局、各局)	PCB、有機水銀、有機スズ化合物などの有害化学物質の食品汚染実態を把握するための調査を実施する。 また、国内外の最新情報を広く収集、整理し、必要とされる課題について先行的な調査を行い、実態を把握した上で、都民への情報提供、国への提案要求などに活用する。	昭和48年度 昭和50年度	食品汚染調査事業 魚介類、牛乳等、乳製品等について、 水銀 480検体/年 PCB 480検体/年 TBTO 240検体/年 の検査を実施 危害防止対策事業(商品等安全対策協議会の運営等) 「金属製アクセサリ類等に含有する重金属類の安全性に関する調査」(平成18年3月) 「ベビー用おやつの安全対策について」(平成21年1月) 食品衛生法に規定するおもちゃの範囲の拡大(アクセサリがん具等の追加)(平成20年)	食品汚染調査事業として 49,764 46,949 (プラン37の危害防止対策事業を含む)	継続(維持) 魚介類を中心とした食品汚染調査事業を今後も継続して実施する。

NO	プラン名	概要	事業実績			評価結果
			事業開始年度	具体的な事業等（は最近の動き）	平成 21 年度 予算額(千円)	
15	ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査 (福祉保健局、環境局)	<p>新たな知見等に対応しながら、継続した調査を実施し、調査結果は必要に応じて専門家へ評価を依頼し、都民や事業者に情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾産魚介類を対象とした、ダイオキシン類等の含有量調査 ・都内に流通する農畜産物、魚介類を対象とした農薬(クロルデン類、ドリソリン類)等の微量含有量の調査 ・合成樹脂製容器入り食品の、微量化学物質の含有量調査 ・環境中のダイオキシン類等のモニタリング調査 	<p>平成元年度</p> <p>平成 11 年度</p> <p>平成 13 年度</p>	<p>食品汚染調査事業 魚介類、牛乳等、ベビーフード等について、 内分泌かく乱物質 300 検体/年 ダイオキシン 40 検体/年 の調査を実施</p> <p>ダイオキシン類対策 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境中(大気、水質、 土壌、地下水)のダイオキシンモニタリング</p> <p>土壌地下水汚染対策 環境確保条例、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策の指導</p>	<p>食品汚染調査事業として 49,764</p> <p>33,586</p> <p>32,564</p>	<p>継続(維持) 東京都化学物質保健対策分科会における都民の化学物質暴露量調査のため、長期間のデータ収集を今後も継続して実施。</p>
16	海外情報や学術情報の収集 (福祉保健局)	<p>インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外での食品等の事件・事故や新たな規制策、学会における研究発表など、食品の安全に関する最新の情報を探知する。</p> <p>また、都民に提供すべき情報は、必要に応じて分かりやすくインターネット等により提供する。</p>	<p>昭和 63 年度</p> <p>平成 15 年度</p>	<p>輸入食品対策(海外情報の収集) 輸入食品の実態とその安全確保のための情報収集 食品安全情報評価委員会による情報収集 都民の健康に悪影響を及ぼす可能性のあるリスク要因について、内外の文献情報、都が実施する行政研究から得られる情報、都民からの地域情報等を収集する。</p>	<p>6,008</p> <p>18,474</p>	<p>継続(強化) 新たな類型の事故を未然に防止するためにも、海外情報の収集能力を強化するなど、今後も充実していくプラン。</p>
17	食品安全情報評価委員会の運営 (福祉保健局)	<p>食品の安全に関して幅広く収集した情報を、理化学・微生物学等の専門家及び都民で構成される食品安全情報評価委員会で評価を実施し、評価結果を踏まえ、重点監視や都民・事業者への情報提供、国への提案要求等を行う。</p>	<p>平成 15 年度</p>	<p>食品安全情報評価委員会の運営 収集した情報について分析・評価を行い、行政に具体的な提言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康食品」の安全性に係る情報の検討(平成 18 年 3 月) ・「調理従事者を介したノロウイルス食中毒の情報に関する検討報告書」(平成 19 年 3 月) 	<p>3,052</p>	<p>継続(維持) 情報の評価と効果的な情報提供の必要性の観点から、今後も継続して実施する。</p>

NO	プラン名	概要	事業実績			評価結果
			事業開始年度	具体的な事業等（は最近の動き）	平成21年度 予算額(千円)	
18	安全性調査・措置勧告制度の活用（福祉保健局）	規格基準が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査を実施する。 調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表を行う。 なお、調査・勧告に当たっては、あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を求める。	平成15年度	知事の安全性調査が必要な事案はこれまで発生していない。	18,474 (プラン16の リスク情報収集 事業を含む)	継続（維持） 食品による健康への悪影響を未然に防止する観点から、今後も継続して実施する。
19	農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査（産業労働局）	食品原材料としての農産物や畜産物の安全確保を図るため、関連法令の周知徹底、生産資材の適正使用及び使用に関する記録とその保管について指導を徹底していく。 【農薬取締法】、【肥料取締法】、【飼料安全法】及び【薬事法】に基づく指導等	平成15年度 昭和23年度 昭和23年度 昭和25年度	農産物安全確保調査分析 残留農薬調査分析1,000検体、ドリン系農薬の土壌残留対策400検体 農薬適正指導強化事業 農薬安全使用指導、総合的病害虫雑草管理（IPM）の推進 動物用医薬品取締指導事業 動物用医薬品の製造・輸入業の許可100件、製造・輸入業者の承認件数250件、国家検定件数180ロット、販売業者許可件数766件、販売業者の立入件数145件、医療機器販売業許可等75件、医療機器販売業立入検査20件 肥飼料検査及び指導 肥料取締法に基づく立入検査等 飼料安全法に基づく立入検査等	12,410 8,166 2,421 4,972	継続（維持） 生産資材等の適正使用に関する指導の徹底について、今後も継続が必要
20	畜産物等の安全対策（産業労働局）	養殖場の調査監視及び養殖魚の衛生管理指導を実施する。 食品の原材料となる家畜等の健康管理や飼育場の衛生管理指導を実施する。	平成12年度 昭和25年度 昭和25年度 昭和47年度	養殖衛生管理体制整備事業 家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫事業 監視伝染病の検査（ブルセラ病、結核検査等） 指定伝染性疾病防疫対策（牛白血病抗体調査等） 家畜衛生技術指導事業 家畜衛生巡回指導70戸/年 危機管理体制整備対策 家畜伝染病防疫対応強化、人獣共通感染症対策 地域防疫浄化対策、動物由来感染症体制整備、畜産物中の残留抗生物質調査	2,428 9,529 5,758 11,939	継続（維持） 畜産食品等の安全確保の根幹をなす事業

NO	プラン名	概要	事業実績			評価結果
			事業開始年度	具体的な事業等（は最近の動き）	平成 21 年度 予算額(千円)	
21	BSE対策 (福祉保健局、産業労働局、中央卸売市場)	生産段階において、死亡牛、起立不能牛等のBSE検査、家畜個体識別、耳標の装着などの対策を実施する。 と畜場において、BSEスクリーニング検査を実施するとともに、牛肉の加工段階を含め、特定危険部位の除去等適正な処理について監視指導を実施する。	平成 14 年度 平成 14 年度 平成 14 年度	牛海綿状脳症対策事業 と畜処理される牛に対するスクリーニング検査の実施(93,966頭/平成19年度) 危機管理体制整備対策(牛海綿状脳症対策) 死亡牛等検査体制円滑化推進、死亡牛・病傷牛BSE検査等 飼料適正使用推進 食肉市場におけるBSE対策 生産履歴の把握、ピッシング中止対策工事等 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則改正(検査対象月齢0ヶ月齢以上から21ヶ月齢以上へ)(平成17年) と畜場法施行規則改正(ピッシング禁止へ)(平成21年)	266,288 6,108 274,008	継続(維持) 本事業とともに、BSEに関するリスクコミュニケーションの事業を展開する必要あり。
22	製造、加工、調理、販売施設等の監視指導 (福祉保健局)	営業施設・設備に関する監視指導のほか、衛生管理や表示事項等に関する監視指導を実施する。 食中毒事件発生時の原因調査及び原因施設に対する行政措置や再発予防策の指導を行う。	昭和 23 年度	地域流通食品監視・検査 地域の保健所における都民に身近な施設を対象とした事業	4,315	継続(変更) プラン名を「地域監視」等、事業実態に即したものに変更
23	食品等の収去検査 (福祉保健局)	食品衛生法に基づき食品等を収去し、残留農薬、添加物、微生物、アレルギー物質などの検査を、効率的・効果的に実施する。	昭和 23 年度 昭和 45 年度 平成 3 年度	地域流通食品監視・検査事業 広域流通食品監視・検査事業 食鳥検査事業	4,315 80,748 4,906	廃止(統合) プラン22及びプラン24に統合する。
24	広域流通食品に対する監視 (福祉保健局)	食品が都内に広く流通する前段で安全を確認するため、大規模製造業、輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる事業施設等の監視指導を専門的に実施する。 また、重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などには、都市区が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する。	昭和 29 年度 昭和 32 年度 昭和 45 年度 昭和 63 年度	市場衛生検査所 市場内に流通する生鮮品・加工品を対象に監視指導や検査を実施する。 食肉衛生検査 と畜場法に基づき、食肉衛生検査所の検査員が牛、豚等について1頭毎に検査を行い食用の適否を判定する。また輸入食肉や都外から移入された枝肉等について食品衛生法に基づく監視や検査を実施する。 広域流通食品監視・検査 広域的に流通する食品を製造する大規模製造業や食品流通の拠点である問屋等に対する監視指導 平成19年度は、51,233件の収去検査を実施し、399,285件の表示検査を実施している。 輸入食品対策 食品輸入業等について、専門監視班が立入り、監視指導を行い、保管、取扱等を含めた安全確保を図る。 平成19年度は、延べ325軒の輸入業・倉庫業に対し、監視指導を実施した。	120,787 105,092 80,748 10,166	継続(維持) 食品流通等の変化により、違反食品が大規模かつ広域に流通するようになっているため、今後も監視体制を継続して実施する。 輸入食品対策については、新たにプランを新設し統合する。

NO	プラン名	概要	事業実績			評価結果
			事業開始年度	具体的な事業等（は最近の動き）	平成 21 年度 予算額（千円）	
25	「健康食品」対策 （福祉保健局）	健康への悪影響の未然防止の観点から、市販品について、成分等の検査を実施する。 また、医薬品成分等の含有が疑われるなど、健康被害が懸念される場合には、必要に応じて調査し、法に違反している場合は、販売禁止等の行政処分を行う。 これらの情報は、広く都民へ公表し、情報提供を行う。	昭和 46 年度	健康食品対策事業 健康食品試買調査（約 160 検体 / 年） 健康食品に関する安全性情報の収集・解析	6,381	継続（維持） 試買調査等により、表示の不備や医薬品成分等を含む有害な健康食品が毎年摘発されているため、今後も継続して実施する。
26	自主回収報告制度の運用 （福祉保健局）	事業者は、自ら取り扱う食品等について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれに基づき自主回収を決定した場合に、都へ報告する。都は、回収の事実を広く都民に公表し、事業者による回収を促進させる。 また、都民へ制度の更なる周知を図り、健康への悪影響の未然防止に向けた制度の活用を推進する。	平成 16 年度	平成 19 年度における自主回収情報の公表件数は 223 件 自主回収報告制度の普及（東京都における届出数漸増及び他自治体での本制度の導入）	-	継続（維持） 公表件数は毎年度増加しており、食品事業者にとっても重要な制度となっている。
27	法令・条例に基づく適正表示の指導（福祉保健局、生活文化スポーツ局）	関係部署が連携し、以下の各法令に基づく適正な食品表示を指導する。 【食品表示に関連する法律】 食品衛生法、JAS 法、健康増進法、景品表示法、消費生活条例	昭和 52 年度	表示等適正化事業 JAS 法等に基づく立入検査及び任意調査 特別栽培農産物の残留農薬検査、DNA 鑑定等の科学的検証 景品表示適正化事業 景品表示法等に基づく調査指導 公益通報者保護法施行（平成 16 年） JAS 法における業者間取引の表示規制開始（平成 20 年） JAS 法への直罰規定導入についての国会審議（平成 21 年） JAS 法に基づく指示・公表の指針の改正（原則公表から全て公表へ）（平成 21 年）	15,438 13,257	継続（強化） 表示偽装の多発等、表示に関する監視指導の強化が求められている。
28	分かりやすい表示の普及 （福祉保健局）	都が定めた「バイオテクノロジー応用食品のマーク表示ガイドライン」に基づく、遺伝子組換え食品及びクローン牛肉へのマーク表示について、事業者の協力を求め普及を図る。	平成 13 年度	遺伝子組み換え食品の科学的検証（約 70 検体 / 年）の実施 バイオテクノロジー応用食品のマーク表示の推進	2,028	廃止（統合） プラン 27 に統合する。

NO	プラン名	概要	事業実績			評価結果
			事業開始年度	具体的な事業等（は最近の動き）	平成21年度 予算額（千円）	
29	消費生活調査員による調査 （生活文化スポーツ局、福祉保健局）	法改正による新たな表示事項や違反状況等に基づき選定した調査項目について、消費生活調査員が、都内のスーパー等で販売されている食品の表示調査を実施する。調査の結果、問題があるものについては、都が事業者を指導する。	平成14年度	消費生活調査員調査（一般調査員調査及び特別調査員調査） 一般調査員調査は、都民500名を消費生活調査員として委嘱し、市場ルールの遵守状況の調査や市場監視を行う。品質表示調査200名、表示・広告調査200名、計量調査100名の規模で実施。 特別調査員調査は、大学等と連携し、大学生60名がインターネット上の広告表示について不当表示等の調査を実施。	15,938	継続（維持） 消費者の視点から適正表示推進を図る。
30	食品安全対策推進調整会議による緊急時対応の体制整備 （関係局、事務局：福祉保健局）	庁内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」において、緊急時に議長（福祉保健局健康安全部長）が「緊急連絡会議」を招集し、対策を検討する。 今後、緊急時対応マニュアルの整備と合わせ、「緊急連絡会議」の役割を明確にしていく。	平成15年度	ノロウイルスの大規模食中毒の発生（平成18年度）、中国産冷凍餃子による健康被害事例の発生（平成19年度）や、非食用米穀の不正流通（平成20年度）など、重要でかつ全庁的な対応が必要な場合その都度開催	-	継続（維持） 各局連携強化の観点からも必要
31	大規模食中毒等の対応マニュアル整備 （関係局）	事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制について、マニュアルを整備する。 また、訓練などの検証を通じて、マニュアルの内容を適宜見直し、有効に機能するものとしていく。		毎年度の保健所を中心とした訓練等を通じて、ノウハウを蓄積してきている。 学生食堂における大規模食中毒の発生(患者数445名、調査対象7,000名以上)(平成20年)	-	継続（変更） 大規模食中毒も含め、食品が関係する健康危機管理の点からの検討が必要。
32	卸売市場内における危機管理対応（中央卸売市場）	卸売市場における食の危機に際して、迅速かつ的確に対応するための行動指針である「危機管理マニュアル」を状況の変化に応じて改正するとともに、安全・品質管理者の範囲拡大などにより、卸売市場で起こり得るあらゆる事態に対応できるように体制を強化する。	平成16年度	卸売市場内における食品危機管理事業 危機管理マニュアルに基づき、人の健康を損なう恐れがある食品等に関する情報が入った場合には、安全・品質管理者へ通知し、必要に応じて当該食品の入荷状況等調査するなど、市場内への不良食品の搬入防止を図る。（通知24回/年 平成20年度実績）	511	継続（維持） 不良食品の都内流通を防ぐため、今後も継続が必要
33	食品の安全に関する普及啓発・情報提供 （福祉保健局、各局）	食品衛生に関する普及啓発資料の作成・提供、各局のホームページによる情報提供、普及啓発用冊子の発行、報道機関への公表等、様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を、適切に分かりやすく都民・事業者提供に提供する。	平成2年度 昭和42年度	食品衛生情報提供事業 各種パンフレットの発行 情報提供及び被害防止啓発事業 消費生活情報誌「東京くらしねっと」の発行 10万部/月 ホームページ「東京くらしWEB」の運営、メールマガジン「東京くらしニュース」の配信等	4,538 50,543	継続（強化） 都民の食に対する不安が増大しており、充実強化することが必要

NO	プラン名	概要	事業実績			評価結果
			事業開始年度	具体的な事業等（は最近の動き）	平成 21 年度 予算額（千円）	
34	食品の安全に関する食育の推進 （産業労働局、各局）	学校教育の場や、消費生活総合センター等が開催する講座、都民向けの講習会、事業者との交流等を通じて、都民に食品の安全に関する教育・学習の機会を提供する。	平成 15 年度	食育実践地域活動支援事業 食育推進団体への支援 生産体験・地産地消給食導入の推進 食育推進のための普及啓発・食育フェアの開催（1回/年） 東京都食育推進計画の策定（平成 18 年）	50,242	継続（維持） 東京都食育推進計画に基づき今後も継続
35	都民の自主的な学習に対する支援 （生活文化スポーツ局、各局）	食品の安全に対する都民の意識の向上を図るため、都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供するなどの支援を行う。	昭和 46 年度	消費者教育事業 啓発講座、消費者問題教員講座等の開催	37,762	継続（維持） 消費者教育事業として、今後も継続
36	生産情報提供食品事業者登録制度の促進 （産業労働局）	都民が食品を選択する際の一助となるよう、生産情報を積極的に提供している事業者を登録して、都民に広く公表する制度の普及を推進する。	平成 16 年度	生産情報提供食品事業者登録事業 登録事業者数の増加（平成 17 年度 1,541 事業者 平成 20 年度末 3,882 事業者）	6,011	継続（維持） 食品等の生産情報に関する都民の関心は高く、今後も継続して実施する。
37	食品の安全に関する情報の提供促進（福祉保健局、生活文化スポーツ局）	自主回収報告制度に基づく自主回収情報の公表や、くらしの安全情報サイトにおけるリコール情報の提供等を通して、事業者から都民に対する食品の安全に関するリスク情報の提供を促進する。	平成 16 年度 平成 15 年度	ホームページ「食品衛生の窓」における自主回収情報の公表 危害防止対策事業（くらしの安全情報サイトの運営） くらしの安全情報サイトに、商品・サービスの「危害・危険情報」や商品回収のリコール情報を掲載するとともに、都民からの通報や事業者からのリコール情報を受け付ける。	- 2,624	廃止（統合） プラン 33 に統合
38	関係者が一堂に会して行う情報・意見交流の推進 （福祉保健局、生活文化スポーツ局）	食の安全都民フォーラムなどの意見交流の場を充実し、より多くの関係者とともに、食品の安全に関する様々なテーマについて、情報や意見の交流を推進し、関係者間の相互理解を図っていく。	平成 15 年度 平成 15 年度 平成 19 年度	食の安全都民フォーラムの開催（2回/年） 都民の食の安心推進協議会（3回/年） 食の安全調査隊活動（3～6回/年） 食品安全審議会答申「都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方」（平成 17 年）	1,053 1,419	継続（維持） 食品の安全に対する共通認識を醸成する場として、今後も継続して実施する。
39	インターネットを活用した情報・意見交流の推進 （福祉保健局、生活文化スポーツ局）	都が提供する食品安全ネットフォーラム、くらしの安全情報サイトにおいて、リスクコミュニケーションの基礎となる情報の適切な提供や、タイムリーなテーマの設定を行い、関係者間の情報や意見の交流を推進し、相互理解を図っていく。	平成 15 年度	食品安全ネットフォーラムの開設（常時） くらしの安全ネット会議室の開設（常時）	1,199 2,624 （プラン 37 の危害防止対策事業に同じ）	廃止（統合） プラン 33 に統合する。

NO	プラン名	概要	事業実績			評価結果
			事業開始年度	具体的な事業等（は最近の動き）	平成 21 年度 予算額（千円）	
40	食品の安全に関する審議会への都民・事業者の意見の反映（福祉保健局、生活文化スポーツ局）	食品安全審議会、消費生活対策審議会、都の各保健所における地域保健医療協議会や食品衛生推進会議等で、食品の安全確保に関する施策について、調査・審議を行う。審議の過程において、意見を聴く会やパブリックコメントの募集などを行い、より多くの都民・事業者の意見反映を図る。	昭和 28 年度 昭和 36 年度	食品安全審議会の運営 消費生活対策審議会の運営	3,981 11,037	継続（維持） 各種審議会を通じて、都民・事業者の意見を施策に反映するため、今後も継続して実施する。
41	都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保（生活文化スポーツ局、各局）	食品の安全に関する消費生活条例に基づく「申出」に対し、適切な調査を行い、必要に応じて施策に適切に反映する。また、「都民の声」制度を活用し、広く都民から都の施策に対する意見・要望を受け付け、それに対する回答などを通じて、都民の理解と協力の推進を図る。さらに、新たな施策の実施に当たっては、広く都民・事業者からの意見を聴くため、パブリックコメントを募集する。	昭和 50 年度 -	消費生活調査（都民の申出） 消費生活条例第 8 条に基づく申出に対する調査及び措置 各種施策に対するパブリックコメントの実施 食品衛生監視指導計画（1 回/年） 食品安全審議会答申「中間のまとめ」（案）に対する意見募集（平成 17 年度、平成 19 年度）	3,000 -	継続（維持） 消費生活条例に基づく制度であり、今後も継続して実施する必要あり。パブリックコメント等を実施し、関係者の意見を聞くことは重要であることから、今後も継続して実施する。
42	相談等への適切な対応（各局）	食品の安全に関する保健所や消費生活総合センター等への都民の苦情や相談を受け付け、必要な調査を行い、調査結果を分かりやすく説明するなど、適切に対応する。	-	福祉保健局（特別区除く。）における食品に関する苦情処理件数は 2,467 件 （平成 19 年度実績） 消費生活総合センターの食料品に関する相談件数は 1,161 件 （平成 19 年度実績） 消費者庁の設置法案（平成 21 年）	-	継続（強化） 消費者庁設置の動きを踏まえ、一層の連携を図る必要がある。
43	食品の安全確保のための生産・製造技術の開発（産業労働局）	食品の殺菌や保存などの工業技術に関する試験研究や土壌中のドリリン系農薬の分解手法の検討など、生産技術の開発に関する研究を推進するとともに、事業者への普及を図る。	平成 2 年度 平成 16 年度	食品技術センター（試験研究） 食品加工分野の技術に関する試験研究 農林総合研究センターによる試験研究 野菜生産における病害虫総合管理技術の開発	13,425 5,776	継続（維持） 安全確保の基盤づくりとして継続していく。
44	試験検査法の開発・改良（福祉保健局）	検査方法が確立されていない物質の検査技術の開発、検査の迅速性や精度向上を図るための試験検査法の改良などを推進する。また、試験検査の適切な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保する。	昭和 63 年度 平成 20 年度	毎年度、新たな物質について検査法開発を行っている。 指定外添加物 2 品目 農薬 3 物質 動物用医薬品 1 物質 国からの委託事業として、食品及び加工食品に残留する農薬等成分の試験法の開発 ポジティブリスト制度の施行（平成 18 年） 輸入冷凍餃子への毒物混入事例の発生（平成 20 年）	2,456 14,400	継続（強化） 民間機関を活用した検査開発期間の短縮など、今後も拡充して実施する。

NO	プラン名	概要	事業実績			評価結果
			事業開始年度	具体的な事業等（は最近の動き）	平成21年度 予算額（千円）	
45	食品安全に関する基礎研究の推進 （福祉保健局）	食中毒菌を死滅させるための加工・調理法の把握、病原性の発生機序の解明、食品の品質劣化防止の研究を推進し、成果は学会発表等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて安全確保施策へ反映させる。	昭和24年度 平成19年度	健康安全研究センターにおける調査研究業務 ノロウイルス対策に対する総合的調査研究（消毒法の研究等） ノロウイルス食中毒の多発（平成18年）	40,744 （食品分野以外の研究を含む） 3,573	継続（維持） 食品の安全を確保する根幹の事業のため継続
46	生産段階の安全確保に係る近隣自治体との連携強化 （産業労働局）	市場に入荷する青果物の4割を生産する関東近隣の自治体と連携し、安全で安心な生産対策に関する情報交換や、都民への生産情報の提供などの充実を図り、広域で消費される農産物の安全生産を推進する。	-	関東近県等の連絡会の開催	-	継続（維持） 広域的な連携は今後も重要
47	食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進 （福祉保健局）	全国食品衛生主管課長連絡協議会、全国食肉衛生検査所協議会、全国市場衛生検査所協議会、19大都市主管課長会、首都圏食中毒防止連絡会などの組織を活用し、食品衛生に関する定期的な情報交換等を行う。 また、違反処理、食中毒調査などに際し、関係自治体との速やかな連絡調整と適切な連携協力により、迅速・的確に対応する。	-	首都圏食品衛生担当課長食中毒防止連絡会の開催（1回/年） 中核市等自治体数の増加	-	継続（維持） 中核市などの新設もあり、今後も重要な情報交換の場と考える。
48	食品衛生に関する特別区との連携協力の推進 （福祉保健局）	保健所を設置する自治体である特別区と、都区協議に基づく連携協力体制を構築し、製造、販売段階における食品の安全確保対策について、都区一体となった取組を進める。	-	都区保健衛生連絡協議会の開催	-	継続（維持） 都区における食品衛生行政の一体性を確保するためにも必要。
49	消費生活施策に関する自治体連携 （生活文化スポーツ局）	消費生活に関する施策の相互の緊密な連携を確保するため、全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を行う。	-	都道府県等消費者行政担当課長会議等への参加 都・区市町村消費者行政担当課長会の開催 都・区消費生活センター所長会の開催 都・市町村消費生活センター所長会の開催	168 105 19 22	継続（維持） 消費者庁設置等新たな動きもあり、今後も継続して実施する。
50	国との連携・提案要求 （関係局）	食品の規格基準の設定や輸入食品対策の充実強化等について、必要に応じて、国への提案要求を行う。 また、輸入食品に係る違反処理等において、情報交換を密に行い、適切な対応を図る。	-	毎年度国への提案要求を実施 偽装表示等の不正競争防止法適用事例の増加	-	継続（変更） 国のほか、警察機関との連携が重要